

ヤマトタケル説話考(上)

——記紀の解釈の相違を巡って——

吉 田 比 呂 子*

The Difference in Interpretation of the Legend of Yamatotakeru between
Kojiki and Nihon-Shoki (Part I)

Hiroko YOSIDA*

キーワード：記紀・王権・解釈・標榜・易る

要 旨

記紀は王権の論理によって編纂されているということは間違いない。しかし、その王権の論理が一樣であり、均質であるかと言うとそれは断言できない。王権の論理に包含しきれなかったものもあるはずである。記紀のヤマトタケルとヲトタチバナヒメに関して恣意的ではない比較検討を行い、記と紀の述作段階の解釈(王権の論理性)を考察する。

序 論

まず、この論文の目的を述べておくことにする。この論文はヤマトタケル説話(記紀に記載されているものを対象とする。)を比較対照することによって、記と紀のヤマトタケル説話所収の立場、つまりヤマトタケルやヲトタチバナヒメを通して王権に対する姿勢の相違の意味を中心に考えたい。王権確立を正当化するための英雄説話としてのヤマトタケル説話を位置付け、記紀双方ともこれを形成している。そのような記と紀の間に相違する点があることこそむしろ重要な意味を持つものと思われる。記と紀の間のヤマトタケルやヲトタチバナヒメに対する立場の違い

は、王権の英雄説話として記や紀としてまとめられる過程でそれぞれに解釈がほどこされた結果であり、記述の姿勢の相違の結果であると思われる。記と紀の間に見られるこのような同一説話間の齟齬は、それぞれの王権の論理に取り込まれなかった、または王権の論理によって一つにまとめきれなかったものであり、それが本来の姿を予想させるものではないだろうか。記や紀としてまとめられる以前の種々の論理を引きずるものや大きく変質させることのできなかったものをこの(上)の論文ではヤマトタケルやヲトタチバナヒメに対する表現を通して考えてみようとするものである。また、次稿の(下)ではヲトタチバナヒメに関する後世的解釈の過程を辿りその変質についても検討する。

本稿は記紀の説話の解釈論の一端として今後のこれらの説話の解釈論の方向性を考えようとするものである。本稿作成にあたり紙枚が規定を超過するので(上)(下)と分割することにした。

* 国語教室

(一) 記紀の間に見られる相違点
 記紀のヤマトタケルの話はその文学性や王権の論理についての相違点が論じられてはいるものの、時として恣意的にその相違点を際立たせたかと思うと、まったく逆に混同する形で論じられたりもしている。ここでは記と紀のヤマトタケルとヲトタチバナヒメに対する姿勢とこれと対応する神や人との関係性を示す記述の仕方を中心にまず対比しながら検討する。

表(A)

項目	古事記	日本書紀
(1)冒頭系譜	小碓命は、東西の荒ぶる神、及伏はぬ人等を平けたまひき。	日本武尊 二年の春三月小碓尊と曰す。 是の小碓尊は、亦の名は日本童男。亦は日本武尊と曰す。幼くして雄略しき氣有します。壯に及びりて容貌魁偉し。身長一丈、力能く鼎を扛げたまふ。
(2)西征	熊曾建二人有り。是れ伏はず禮无き人等なり。(取れ) 伏はず禮無し(取殺れ) 山の神、河の神、及穴戸の神を、皆言向け和して 出雲建(殺) 打ち殺したまひき。	時に熊襲に魁帥者有り。名は取石鹿文。亦是川上梟帥と曰ふ。(殺)賤しき賊が陋しき口) 吉備に到りて穴海を渡る。其の處に悪ぶる神有り。則ち殺しつ。 亦難波に至る比に、柏濟の悪ぶる神を殺しつ。
	東の方十二道の荒夫疏神、及摩都樓波奴人等を言向け和平せ。(西の方の悪しき人等：撃ち) 東の方十二道の悪しき人等を平け	熊襲を平け熊襲の魁帥者を誅して、悉に其の國を平けつ。 吉備の穴濟の神、及び難波の柏濟の神のみ、皆害る心有りて、毒しき氣を放ちて、路人を苦びしむ。並に禍害の藪と爲れり。故、悉に其の悪しき神を殺して、並に水陸の徑を開く。四十年の夏六月に、東の夷多に叛きて、邊境騒ぎ動む。

(5)東征 酒折宮、信濃	(4)東征 焼津、走水	(3)東征発端
悉に荒夫疏蝦夷等を言向け、亦山河の荒ぶる神等を平和して、 足柄の坂本(其の坂の神)白き鹿 ：打ち殺したまひき。 (阿豆麻波夜：) 乃ち科野の坂の神を言向け、	悉に山河の荒ぶる神、及伏はぬ人等を言向け和平したまひき。 (是の沼の中に住める神、甚道速振る神なり。) 皆其の國造等を切り滅して、 其の渡の神：是に其の暴浪自ら伏ぎて、 ：	今東國安からずして、暴ぶる神多に起る。亦蝦夷悉に叛きて屢人民を略む。誰人を遣してか其の亂を平けむ。(賊：平きて：大平ぐる：平けむ) 其の東の夷は、識性暴び強し。凌犯を宗とす。村に長無く、邑に首勿し各封界を貪りて、並に相盜略む。 亦山に邪しき神有り。郊に姦しき鬼有り。衢に遮り徑を塞ぐ。多に人を苦びしむ。 (暴ぶる神・姦しき鬼：調へ：攘へ) 賊首罪に伏ひぬ。：服はざるこゝろ有らば撃たむ。
蝦夷の賊首、嶋津神・國津神等、竹水門に屯みて距かむとす。 (現人神の子なり) 服罪ふ。：罪を免したまふ。 其の首帥を俘にして、從身へまつらしむ。蝦夷既に平けて、 蝦夷の凶しき首、咸に其の辜に伏ひぬ。 (弟橘媛 吾孀はや)	其の處の賊、陽り從ひて、欺きて、則ち悉に其の賊衆を焚きて滅しつ。 暴風：海神の心なり。 (賤しき妾が身を)	信濃：山の神(白き鹿)殺しつ。 信濃坂を渡る者、多に神の氣を得て瘼え臥せり。但白き鹿を殺したまひしより後に、是の山を踰ゆる者は、蒜を嚼みて人及び牛馬に塗る。 白づからに神の氣に中らず。

(8)系譜	(7)最終場面	(6)東征ミヤズヒメ、伊服岐山、尾津濱
<p>此の倭建命、 此の大帯日子天皇の御年、 壹佰參拾漆歳。御陵は山邊の道の上 に在り。</p>	<p>久米直の祖 天皇の大御葬に歌ふなり。 河内國の志幾：白鳥の御陵 (平)</p>	<p>尾張美夜受比賣許入 伊服岐山の神を取りに幸行でまし き。(徒手に直に取りてむ) 其の山に騰りましし時、白猪山の邊 に逢へり。(言擧爲て：神の使者： 殺)</p>
<p>日本武尊：草薙横刀：熱田社 神宮(蝦夷)：佐伯部の祖 日本武尊：弟橘媛 五十二年皇后播磨太郎姫薨りましぬ。</p>	<p>能褒野(俘にせる蝦夷等を以て、神 宮に獻る。痛甚なり 皇の威に頼りて、叛く者、罪に伏ひ、 荒ぶる神、自づからに調ひぬ。 既にして能褒野に崩りましぬ。 天皇：晝夜喉咽びて、泣ち悲びたま ひて標辯ちたまふ。 (賊) 伊勢國の能褒野陵に葬りまつる。 白鳥と化り：倭國を指して飛びたま ふ。屍骨は無し。 倭の琴彈原・舊市邑・三つの陵 白鳥陵 武部を定む、是歳、天皇踐祚 四十三年なり</p>	<p>尾張 宮簀媛 娶 近江の五十葺山に荒ぶる神有ること を聞きたまひて、(徒に行てます) 膽吹山・山の神、大蛇に化りて道に 當れり。 是の大蛇は、必に荒ぶる神の使なら む。 (主神・殺) 居醒泉・尾張・伊勢・尾津濱</p>

表(A)にあるように、まず紀の特徴として挙げる事ができるものは、西征・東征の対象に対する位置付けである。紀では敵対する者は(2)西征に「悪ぶる神」とあり、(3)東征の発端にも「皆害る心有りて、毒しき氣を放ちて、路人を苦びしむ、並に禍害の藪と爲れり。故、悉に其の悪し

き神を殺して、並に水陸の徑を開く。」や「其の東の夷は、…中略…各封堺を貪りて、並に相盜略む。亦山に邪しき神有り。郊に姦しき鬼有り。衢に遮り徑を塞ぐ。多に人を苦びしむ。」とあり、「悪」「邪」「禍」「害」「暴」などマイナスの価値を付し邪悪な者として位置付け明確化している。また、川上梟帥は自らを「賤しき賊が陋しき口」と言い。ヲトタチバナヒメも「賤しき妾が身」と言っていることからヤマトタケルのことを「神人」とか「現人神の子」と位置付け、ヤマトタケルは敵対する者が神であつても「悪」「邪」の神を殺し誅することができると紀では明確にしている。そのヤマトタケルが自らを称して、(3)では「臣」と一貫して称している。記では「荒ぶる神」や「伏はぬ人等」や「禮无き人」を使用し基本的には「言向け和平す」ことを目的としている。また、ヤマトタケルが自ら称する時は常に「我」と言っている。このように従来の指摘の通り、紀は王権(天皇)の忠実な將軍としてのヤマトタケルを描こうとしているのに対して、記は運命に翻弄される人間の弱さをヤマトタケルを通して描こうとする態度が見られる。従つて紀のように王権の敵としての「悪」や「邪」などの明確な価値付けが記には見られない。次に紀の特徴として挙げる事ができるものは、漢籍の利用であろう。それはヤマトタケルの死を悼む天皇の悲嘆の様子を表現する「晝夜喉咽びて、泣ち悲びたまひて標辯ちたまふ。」であり、ヲトタチバナヒメの入水の時の「願はくは賤しき妾が身を、王の命に贖へて海に入らむ」の表現に見られる漢籍利用の意識に見られるこれらの行為に対する記と紀の解釈の差である。記のこれらの場面に對する解釈を通して見られる記述の態度は、紀と比較すると王権の代表者としての將軍ではなく、悲劇的な流離する英雄であり、貴種流離譚の主人公の姿なのである。ヲトタチバナヒメの紀「贖う」と記の「易りて」の記述態度にも王権の論理によ

つてまとめ、合理化しようとする紀とまとめきれない本来の要素、説話的、物語的要素の断片を保持する記の態度が見えてくる。漢籍利用という観点から記紀の創作の方向性について以下述べて行くことにする。

(二) 標擗

ここでは紀の漢籍利用の特徴である「標擗」や「贖う」「易る」を通して、これらの事柄に対して紀の解釈、すなわち紀の論理を中心に考えたい。それは当然記との比較、対比によって具体的に把握することが可能となるものである。

— 標擗 —

「標擗」は従来の指摘にもあるように詩経の邶風、柏舟の「寤辟有標」を引用し、胸をうって悲しむことであるとす。しかし、詩経のこの詩の内容は夫に顧みられなくなった心細い女性の心情を述べる場面であり、憂いで眠れず胸が動悸を打つという内容である。紀ではヤマトタケルのこの場面と仁徳即位前紀の大鷦鷯尊が太子（菟道稚郎子）を生き返らせようとする二つの場面に「標擗」し生き返らせようとする悲嘆の様子を表現として使用している。この「標擗」を使用することで深い悲しみと慟哭の様子を表現するとともに古代中国の「孝経」の喪親章にあるように喪に服す儀礼と重ね合わせていると思われる。

○ 喪親章 第二十二

為_レ之棺槨衣衾_レ以擗_レ之。陳_レ其篋簋。而哀_レ感_レ之。哭泣擗踊。哀_レ送_レ之。

（これが棺槨衣衾を爲つて以てこれを挙げ、その篋簋を陳ねて、これを哀感し、哭泣擗踊、哀しんで以てこれを送り、）

「孝経」には「哭泣擗踊」とあり、「標擗」でも「擗標」でもなく「擗

踊」の形である。手で胸を打ち、足は大地を踏み打ち慟哭するさまを形容する葬送の儀礼を表現するものである。表現の場面や意図はこの「孝経」の場面と紀の二つの場面と一致する。ヤマトタケルの死の報を聞き天皇は、「寢、席安からむや。食、味甘からず。晝夜喉咽びて、泣き悲びたまひて標擗ちたまふ。因りて、大きに嘆きて曰はく、」とあり、「誰人と與にか鴻業を經綸めむ」と言い慟哭する。王権確立の將軍としてのヤマトタケルの活躍を述べその継承者を失う悲しみが中心に表現されている。これに対して大鷦鷯尊の自殺した菟道稚郎子に対する「標擗」はその蘇生を目的としたものであり、一旦は効果があつて蘇生するが遺言を残して再び棺に伏して死ぬのである。この時の大鷦鷯尊の行為は次のように表現されている。

○ 仁徳即位前紀

時に大鷦鷯尊、標擗ち叫び哭きたまひて、所知知らず。乃ち髪を解き屍に跨りて、三たび呼びて曰はく、…中略…乃ち且棺に伏して薨りましぬ。是に、大鷦鷯尊、素服をたてまつりて、發哀びたまひて、哭したまふこと甚だ慟ぎたり。

このような葬送の場面の蘇生を目的とした様々な所作は、万葉集挽歌の九〇四番歌や四七五番歌などの「アシズリ」や「コイマロビ」や「サケブ」などの句の表現として見られる。これはモガリの場における儀礼の所作として形式化したものと思われる。本来の蘇生という目的をその表現に見せる大鷦鷯尊と太子の場面は同じ紀の表現であっても「標擗」にモガリや蘇生の意味を強く意識していると言える。ヤマトタケルの紀の「標擗」の場面はこれらをまったく切り捨てたものとなっている。これに対して記は御葬歌を歌いながら后や御子たちが「那豆岐田に匍匐ひ廻りて、哭爲して」や「足躰り破れども…哭きて追ひ」や「海鹽に入り

て、那豆美行きましし」というように白智鳥と化したヤマトタケルを追走する。この御葬歌の后と御子たちの所作も前述した「アシズリ」や「コイマロビ」や「サケブ」などの所作と同様の目的で行なわれるものを表現したものと思われるが、この問題については独立させて別稿で論ずることとしたい。しかし、この「ナツキ」と「ナヅム」について現段階で言えることは、足占や「アシズリ」と非常に近い表現内容であろうと言ふことと紀の第十段一書四にある彦火火出見尊に苦しめられる火折尊の俳優とも関連すると考えられることである。また、万葉集巻十二の二九四七番歌の或本歌と人麻呂歌集の表現にも注意したい。

○ 二九四七番歌

思ひにし 余りにしかば すべをなみ

我は言ひてき 忌むべきものを

或本の歌に曰く「門に出でて 我が臥（反側）い伏すを 人見けむかも」一に云ふ「すべをなみ 出でてそ行きし 家のあたり見に」

柿本朝臣人麻呂の歌集に云ふ「には鳥の なづさひ来しを 人見けむかも」

或本歌の「我が臥い伏すを」と人麻呂歌集の「なづさひ来し」が類似表現と考えられていたという判断であったならば「ナツキ」や「ナヅム」や「ナツサヒ」などの一連の表現が足占や「アシズリ」や舞踏に關係する所作の表現とも重なって来るものと現段階では考えている。さて、話を記と紀のヤマトタケルの葬送に対する態度と「標擗」の表現の意味することにしよう。紀の「標擗」の表現と記の大御葬歌の場面は決定的に両者の違いを見せていると言える。紀は漢籍の表現と折衷・翻案する中で本来の古代の葬送の意味を切り捨てざるを得なかったのである。だからこそ神代紀の上下に本文と異伝を多く載せるといふ態度を採った

のではないかと考えられる。これに対して記は王権の物語として一本化しながらもヤマトタケルの悲劇的要素を英雄の悲劇として完成させようとしているように思われる。従ってそのヤマトタケルの悲劇性は王権の論理によっても消されることがなかったものと思われる。このヤマトタケルの悲劇的要素は本来持っていた重要な要素であったと言える。このヤマトタケルの死という悲劇的要素に対して紀は冷淡であり、そこに合理性を持ち込む。それが王権の論理による合理化と言える。紀は「明衣のみ空しく留りて、屍骨は無し。」と言うように白鳥に化したことを合理化するとともに「神人」「現人神の子」としてのヤマトタケルを強く印象付けている。紀では悲劇としてのヤマトタケルの死が死ではなく、ここでは死の意味を転換し消失させてしまっているのである。

(三) 易うと贖う

次にヲトタチバナヒメとの關係性を通してヤマトタケルの位置付けを考えてみよう。ヲトタチバナヒメは記と紀では明らかにその登場の意味を異ならせている。記と紀の対応する部分を全文掲げておくことにする。

○ 記

其れより入り幸でまして、走水の海を渡りたまひし時、其の渡の神浪を興して、船を廻らして得進み渡りたまはざりき。爾に其の后、名は弟橋比賣命白したまひしく、「妾、御子に易りて海の中に入らむ。御子は遣はさえし政を遂げて覆奏したまふべし。」とまをして、海に入りたまはむとする時に、菅疊八重、皮疊八重、純疊八重を波の上に敷きて、其の上に下り坐しき。是に其の暴浪自ら伏ぎて、御船得進みき。爾に其の后歌ひたまひしく、

さねさし 相武の小野に 燃ゆる火の 火中に立ちて 問ひし君は

も
とうたひたまひき。故、七日の後、其の後の御櫛海邊に依りき。乃ち其の櫛を取りて、御陵を作りて治め置きき。

○紀

亦相模に進して、上總に往せむとす。海を望りて高言して曰はく、「是小き海のみ。立跳にも渡りつべし」とのたまふ。乃ち海中に至りて、暴風忽に起りて、王船蕩ひて、え渡らず。時に王に従ひまつる妾有り。弟橘媛と曰ふ。穂積氏忍山宿禰の女なり。王に啓して曰さく、「今風起き浪溢くして、王船没まむとす。是必に海神の心なり。願はくは賤しき妾が身を、王の命に贖へて海に入らむ」とまうす。言訖りて、乃ち瀾を披けて入りぬ。暴風即ち止みぬ。船、岸に著くこと得たり。故人、其の海を號けて、馳水と曰ふ。

ヲトタチバナヒメの取り扱ひの相違はまずその立場である。記では「后」としているのに対して紀は「王に従ひまつる妾有り。」とあり、その系譜を「穂積氏忍山宿禰の女なり。」とし、常にヤマトタケルの従者として取り扱っている。ヲトタチバナヒメに「願はくは賤しき妾が身を、」と言わせ「王の命に贖へて海に入らむ」とその賤しい自分の身を王の命に「贖へ」と言っている。記では「御子に易りて」と言い。ヤマトタケルが無事に「覆奏」することを望む形で合理化している。ここでは「易りて」と「贖へ」について、記と紀のヲトタチバナヒメの行為に対する解釈・合理化の仕方の違いについて中心に考えてゆくことにする。このヲトタチバナヒメの行為の意味については後段の章で詳論することにするが、考え方の方向をここで簡単に説明しておく。まず、ヲトタチバナヒメとこの論文では一貫して使用しているがこの考え方の根拠はヲトタチバナヒメの解釈に由来する。確かに記でも「弟橘比賣命」とあり紀で

も「弟橘媛」とあり、「弟」(オト)とすべきである。しかしこの「弟」の表記するところの記紀の理解の仕方とこのヤマトタケルの物語に見られる「弟」の理解の仕方に絞り込んで考えてみたい。ヤマトタケルの亦の名は記では「倭男具那命」であり、紀でも「日本童男。童男、此れをば鳥具奈と云ふ。」とあり、双方とも少さ子といわれる特殊な能力を持つ神の子を意識した亦の名を記している。「男具奈」「童男」は当然「ヲグナ」である。兄大碓尊とヤマトタケルとの関係を語るものは記では「汝の兄は」であり、紀では「第一をば大碓皇子と曰す。第二をば小碓尊と曰す。」として、兄が大碓で弟が小碓としている。つまり、「童」「若」「稚」と表記される少さ子の要素を持つ人物は系譜に組み入れられた時、自動的に「弟」と位置付けられる形で登場している可能性が高いのである。ヤマトノヲロチの八稚女の最後に残った櫛名田比賣も「湯津爪櫛に其の童女を取り成して」とあり、「童女」なのである。ヤマトタケルの話の場合もヤマトタケルの身替りになる資格のある女性ということになる。従って「童女」(ヲトメ)の可能性が物語の性質から見出し出すことができる。そしてこの身替りという行為については後で詳論するが決して生贄や人身御供ではないと言うことである。後世的解釈の重層の中で悲劇としての生贄・人身御供が創作されたその結果であると言える。それではこの記の「御子に易りて」と紀の「贖へ」の表現性の差異について考えて見よう。記の「易りて」の意味するところは、「易」の漢籍の用法等に見られるように次の四つに分類することができる。

——易う——

へ一 変質・変化・そのものが変わることを。

礼記 中庸 變則化。

墨子 經上 化、微易也。

呂覽 順民^(四) 化、變也。

廣韻 變、化也。

漢書 匈奴傳上^(四) 師古曰、變、化也。

△二△

交換・入れ換わる・取り換える。取り交わす。

方言 十^(四) 凡以異語相易、謂之代也。

漢書 食貨志^(四) 師古曰、代、易也。

書經 益稷傳 化、易也。

説文 換、易也、从手奐聲。

儀禮、大射儀^(四) 更、易也。

漢書 鼂錯傳^(四) 更、謂易代也。

周禮 夏官 司權^(四) 變、猶易也。

△三△

小爾雅 廣詁 交、易也、更也。

淮南子 汜論訓^(四) 化、易也。

楚辭 九章 惜誦^(四) 變、易也。

△四△

改める・改まる。

華嚴經音義上 教成於上、而易俗於下、謂之化。

國語、齊語^(四) 易、變也。

荀子 正名^(四) 易、謂以物相易。

説文 變、更也、从支彣聲。

禮記 王制^(四) 變、更也。

呂覽 達鬱^(四) 變、改。

このように「易」を中心にその意味分布を見てみると△二△の交換・入

れ換わる・取り換える・取り交わすを中心とした意味・用法がその基本

にあることがわかる。また、類聚名義抄の佛中九〇の易の項にも「カフ・

カハル・アキナフ・カハルく」などの訓が見られる。さて、次に記紀

と日本靈異記や万葉集の「易」の使用をみるとやはり△二△の意味・用法

に集中していることがわかる。

○ 古事記 上

「愛しき我が那邇妹の命を、子の一つ木に易へつるかも。」と謂りた

まひて、

○ (謂易子之一木乎。)

○ 日本書紀 神代上 第五段一書六

伊奘諾尊、恨みて曰はく、「唯、一兒を以て、我が愛しき妹に替へつ

○ 古事記 上

爾に火遠理命、其の兄火照命に、「各佐知を相易へて用るむ。」と謂

ひて、三度乞ひたまへども、許さざりき。然れども遂に纒かに相易

ふることを得たまひき。

○ (各相易佐知)(得相易)

○ 日本書紀 神代下 十第本文

始め兄弟二人、相謂ひて曰はく、「試に易幸せむ」とのりたまひて、

遂に相易ふ。

○ (試欲易幸、遂相易之。)

一書一、時に兄弟、互に其の幸を易へむと欲す。(欲互易其幸)

一書三、弟に謂りて曰はく、「吾試に汝と換幸せむと欲ふ」といふ。

○ 古事記 中

弟、許諾して因りて易ふ。(欲與汝換幸。弟許諾因易之。)

爾に倭建命、河より先に上りまして、出雲建が解き置ける横刀を取り佩きて、「刀を易へむ。」と詔りたまひき。

(而詔易刀)

○ 古事記 中

爾に其地に坐す伊奢沙和氣大神の命、夜の夢に見えて云りたまひしく、「吾が名を御子の御名に易へまく欲し。」とのりたまひき。爾に言禱きて白ししく、「恐し、命の隨に易へ奉らむ。」とまをせば、亦其の神詔りたまひしく、「明日の旦、濱に幸でますべし。名を易へし幣獻らむ。」とのりたまひき。(以吾名欲易御子之御名。)(隨命易奉。)(獻易名之幣。)

○ 日本書紀 応神即位前紀

角鹿の筥飯大神を拜祭みたてまつりたまふ。時に大神と太子と、名を相易へたまふ。故、大神を號けて、去來紗別神と曰す。(時大神與太子一名相易)

○ 日本書紀 垂仁紀三十二年七月

出雲國の土部壹佰人を喚し上げて、自ら土部等を領ひて、埴を取りて人・馬及び種々の物の形を造作りて、天皇に獻りて曰さく、「今より以後、是の土物を以て生人に更易へて、陵墓に樹てて、後葉の法則とせむ」とまうす。(以是土物更易生人。)

○ 日本書紀 仁徳紀元年正月

爰に天皇の曰はく、「今朕が子と大臣の子と、同日に共に産れたり。並に瑞有り。是天つ表なり。以爲ふに、其の鳥の名を取りて、各相易へて子に名けて、後葉の契とせむとのたまふ。(各相易名子。)

○ 日本書紀 孝徳紀大化元年

汝佐平等、不易面來。早く須くは明に報せ。(不易面來)

○ 日本書紀 天武紀五年四月

諸王、諸臣の給はれる封戸の税は、以西の國を除めて、相易へて以東の國に給へ。

(相易給以東國。)

○ 常陸国風土記 那賀郡晡時臥山

一夜の間に、已に杯の中に滿ちぬ。更、盆に易へて置けば、亦、盆の内に滿ちぬ。

(更易盆而置之。)

○ 丹後国風土記 浦嶋子

人と物と遷り易りて、更に由るところなし。(人物遷易 更無所由)

○ 日本書紀 上卷二十二

命終の時に臨みて、洗浴し衣を易へ、西に向ひて端坐せり。(洗浴易衣。)

○ 日本書紀 下卷三十

湯を乞ひて身を洗ひ、袈裟を易へ著け、踰跪きて掌を合せ、…中略…
：便ち日の申の時に命終しぬ。(易著袈裟。)

以上、記紀と風土記・靈異記に見られる「易」関係の箇所である。そのほとんどが(一)の交換・入れ換わる・取り換える・取り交わすなどの意で「相易」「互易」「各相易」などの表記が見られる。交換するものの実体は様々である。イザナキの命と子供のカグツチであったり、山幸彦の弓矢と海幸彦の釣針であったり、ヤマトタケルの木刀と出雲建の横刀であったり、神や鳥の名前と太子や大臣の子の名前などである。また埴輪の人や馬と生きた人、そして杯と葷や新しい衣や袈裟などである。孝徳紀の例は(一)であり、浦嶋子の例は(三)であるが他はすべて(一)の用

法・意味であると考えられる。つまり、ヲトチバナヒメが記で「御子に易りて」と言っているのは入れ換わることを言っているのである。万葉集の二〇九〇番歌などにも二つの物が交差し入れ換わることを歌う。

○二〇九〇 狛錦 紐解き易し 天人の 妻問ふ夕ぞ 吾もしのはむ (易之)

○一九五 しまたへの 袖かへし君 玉垂の をちのすぎゆく またもあはめやも (易)

○五四六 しまたへの 衣手かへて おのづまと たのめるこよひ 秋の夜の もよのながさ ありこせぬかも (易)

この他にも二〇二〇の「袖かへずあらむ」(易)や二〇二一の「手枕かへて」(易)や二〇の「大鳥の羽易山」など二つの物が交差し入れ換わるそのような現象を言っているのである。記の「御子に易りて」はヲトチバナヒメとヤマトタケルがこの場面で交差し入れ換わることを意味していると考えられるのである。身替りであることは間違いない。しかし、だからと言って人身御供や生贄になったと言えるのかというところは問題である。次に紀の「贖う」と解している合理化の仕方について検討した上で身替り、人身御供の解釈について考えることにする。

——贖う——

この「贖う」も交換することを意味する用字ではあるが「易う」と大きく違うところは罪と引き換える、つまり贖罪の意味が強く読み取れる用法が多いということである。

○ 換える・物を取り換える・質

集韻 贖、貨易也。

玉篇 贖、質也。

○ あがなう・貨財を納めて罪をまぬがれる。

説文 贖、質也、从貝賣聲
書經 堯典 金作「贖刑」。傳、金、黃金、誤而入「刑」、出「金以贖」罪。

漢書 貢禹傳 亡「贖」罪之法、故令行禁止。

詩經 秦風、黃鳥 彼蒼者天 殲我良人 如何贖兮 人百其身

箋、可以「他人」贖「之」者、人皆百「其身」、謂「一身百死猶爲」

之、惜「善人」之甚。

漢籍の世界では史記や漢書の例や唐律などの例から考えて貨財を納め罪をまぬがれることを意味するものがその中心にあるように思われる。

その中で秦の穆公に殉死した三良士(奄息・仲行・鍼虎)を哀れんで賦したと言われる詩經の黄鳥の例は殉死の運命とその悲劇性と蛮行を刺つたものである。類聚名義抄では「買カフ アキナフ アカフ」「購カフ アカフ」「買カフ ウル」「贖アカフ カフ ツクノフ」「質カフ」などがあり、「贖う」に償う・贖罪の意があることが確認できる。また、記紀や日本靈異記にはこの「贖う」の用法に以上見て来たような罪を償う意の「贖う」に集中する傾向が見られる。以下確認しておく。

○ 日本書紀 神代上 七段本文

然して後に、諸の神罪過を素戔鳴尊に歸せて、科するに千座置戸を以てして、遂に促め徹る。髪を抜きて、其の罪を贖はしむるに至る。亦曰はく、其の手足の爪を抜きて贖ふといふ。已にして竟に遂降ひき。(以贖「其罪」)

○ 日本書紀 仁徳紀四十年

仍りて阿俄能胡を推へ鞠ふ。對へて曰さく、「皇女を誅しし日に、探りて取りき」とまうす。即ち將に阿俄能胡を殺さむとす。是に、阿俄能胡、乃ち己が私の地を獻りて、死贖はむと請す。故、其の地を

納めて死罪を赦す。是を以て、其の地を號けて玉代と曰ふ。(請「贖」死。)

○ 日本書紀 繼體紀二十二年十二月

筑紫君葛子、父のつみに坐りて誅せられむことを恐りて、糟屋屯倉を獻りて、死罪贖はむことを求す。(求「贖」死罪。)

○ 日本書紀 安閑紀元年十二月

廬城部連枳莒諭が女幡媛、物部大連尾輿が瓔珞を偷み取りて、春日皇后に獻る。事發覺るるに至りて、枳莒諭、女幡媛を以て、采女丁に獻り、并て安藝國の過戸の廬城部屯倉を獻りて、女の罪を贖ふ。

(以贖「女罪」)

これら紀の例はすべて罪に贖うという内容であり、紀の「贖う」を使用する意識は罪を償うという意味であるということになる。靈異記は八例を数えるが、「苦を贖う」や「母の罪を贖う」以外はすべてカニやカキ貝やカメなどの生き物を放生する話の中で使用されている。放生も殺生という罪に対する償いであり、「贖う」の用例の傾向からヲトタチバナヒメの「王の命に贖へて海に入らむ」の意味は記の「易う」よりも具体的な因果関係の中で合理化されたものと言えよう。ヤマトタケルの高言「是小き海のみ。立跳にも渡りつべし」によつて「海神の心」の逆鱗に触れてしまったのである。海神の怒りがかつてしまったことに対しての償いであり、「王の命」を命請いするためにヲトタチバナヒメは「贖う」という行為の形を採つたのである。このように具体的に因果関係を示す解釈を紀ではこの場面において行なつているのである。ヤマトタケルの海神に対して犯した罪の償いのためにヲトタチバナヒメは命を引き換えに入水するのである。つまり悲劇として極めて合理的に描こうとしていると言える。それは「贖う」の用字意識に裏打ちされている。海神に対する

ヤマトタケルの罪の償いにヲトタチバナヒメは合理的に入水する。それは紀が記よりもこの場面を身替りの悲劇として理解しようとしている姿勢を伺わせるものである。この部分に関して言えば詩経の黄鳥や史記などの漢籍を意識しつつ書いていたであろう紀の方が悲劇としての観念化された殉死や生贄(犠牲)などと重ねていた可能性を考えておいて方が良いかもしれない。述作段階での殉死や犠牲という悲劇の装置に対する意識化がすでにあつた可能性が紀の記述態度から伺える。このような紀と記のヲトタチバナヒメの行為に対する解釈の相違はやはり王権の論理に対する姿勢に由来するものと思われる。紀は漢文体表記を嗜好するところからも中国の律や令など法や文献を基礎に据えた述作を行ない、これによつて王権の論理を形成し、その論理にさまざまなものを取り込み、合理化し、ヤマトタケルの物語に本来あつた悲劇性に対しても新たな合理性や背景を持つことを嗜好したと言える。ここで本来あつたと考えられる悲劇性ということを考えてみよう。

(四) ヲトタチバナヒメの悲劇性

このヲトタチバナヒメの行為に対する注釈書の解釈は人身御供・女人投供・犠牲・海神の妻・巫女・訪問者・賓客・身代り・手向など明治から現在に至るまでほぼ定説化しているように思われる。特に近年の主要な解釈・論文にはこのヲトタチバナヒメの行為を人身御供の悲劇であると理解しようとするものが目だつ。ヲトタチバナヒメが自らの意志で人身御供という運命を選び採つたという形で紀の内容を読み取り記の内容に対しても敷衍し判断するものなどがある。ここではまず記のヲトタチバナヒメの言動に対する解釈のされ方を中心にその過程を検討する。人身御供の悲劇の主人公と解釈される過程は大きく二つの過程を経ている

ものと思われる。一つは漢籍などの文献からの影響で史記や蒙求などに見られる河伯の妻になる話や中古・中世の仏教説話の浄土・捨身思想を背景としたものの摂取による悲劇性の認識である。二つ目は近代の合理性に基づく解釈による悲劇性の完成である。従来解釈はヤマトタケルを中心に据えて、ヲトタチバナヒメの入水の意味を考え「御子に易りて」の意味を解釈したため、巫女的性格・神婚の要素と人身御供の解釈との間に合理性を求め簡単に結び付けられてしまったものと考えられる。この「御子に易りて」の意味をヲトタチバナヒメの側から考え直してみるとこれらが後世的価値観や合理性によって入水の意味を理解しようとしていることに気が付く。人身御供・神の嫁の悲劇と解される中で、美しく哀れなそしてあでやかな入水の劇的な場面が創造され悲劇性の解釈に拍車がかかる。そのため古代の婚姻形態をまったく無視した嫁入婚の形を何の不思議もなく受け入れてしまう解釈さえも生み出してしまっているのである。ヲトタチバナヒメが「御子に易りて」と言ったその言葉をそのまま理解すれば、ヒメはヤマトタケルの姿となり、装い、ヤマトタケルを欲した渡の神(境界)の國へ赴こうと言うのである。女の姿のまま神の妻・嫁になろうと言うのではないのである。そしてこの別離の意味するところは異類婚姻譚の場面と類似性を見出すことができる。異類婚姻譚では神であっても妻の許に通い、神や異類がその正体を知られた時、それが永遠の別離の時なのである。その別離にこそ悲劇性が認められるのである。つまり神や異類の方は別離を望んではいない、しかしタブーは意図に反して破られ思いを残しつつ相手に別離を告げるのである。ヒメの場合、常世(異世界・海の境界の神の國)に去って行くのはヒメの方であり、渡の神はヤマトタケルを欲するという形をとる。タブーを破った、またはそれに類した行為は、ヒメが入水の時に歌った「さねさし

相模」の歌謡と照応するヤマトタケルの火打囊を開けることと考えられる。記にだけこの火打囊と歌謡が登場することもこの二つのものがセットでなければ機能しない関係であることを示している。紀ではこの二つのものは見られずヤマトヒメから授けられたという記述もない。記の囊と歌謡の照応は異類婚姻譚の「見るな」のタブーのバリエーションと考えることが可能な範囲のものである。記では囊をヤマトヒメがヤマトタケルに「若し急の事有らば、茲の囊の口を解きたまへ」と言い授けている。紀ではヤマトヒメは草薙剣を「慎め。な怠りそ」と言つて授け火打も囊も授けてはいない。王権を守護する將軍の出陣に相応しい形に紀はしていると言える。物語の中の呪宝は物語の中で解釈によって奨励する形で授けられたり、タブーとして課されたりする。課される事柄は常に両側面を持つと言つてもいい。浦嶋の「玉手箱を開けるな」が様々に解釈されて行く中で積極的に「開けよ」と言うものが現われることや「見るな」の座敷「でも十三の座敷のただ一つは「開けるな」で「他の座敷は開けても良い」または「開けよ」と言われるのも同様である。また、良い爺さんに対して呪宝の葛籠を「どこでもここでも開けるな、しかし家に帰ったら開けよ」であり、悪い婆さんは同じことを言われたが聞かなかった。このように呪宝は使用されることを積極的に勧められる側面があり、使用の仕方を間違えたと大変なことになるといって、正反対に機能する側面を背中合わせに持つものなのである。神秘や驚異はタブー・禁忌となつたり奨励されるものとなる、そのどちらになるかは物語の中での呪宝の機能のさせ方であり、解釈や利用の意図によって選択されるものと考えられる。従つて記の囊は「見るな」のタブーの変形でバリエーションと考えられるのである。その変形は紀よりもまだ緩やかであると言えるが王権の論理が見え隠れする。タブーを破る、または使い方を間違

ってしまうことによる常世への帰還が記の囊の持つ意味の一側面と言える。つまり豊玉姫や浦島子の神女やカグヤヒメとヲトタチバナヒメは同様の女性と解することが可能なのである。ヤマトタケルの話には他にも常陸国風土記多珂郡の飽田村の橘の皇后の漁りとヤマトタケルの狩によるサチ競いの話などから山幸彦と海幸彦のサチ易えとサチ競いの話との類似性やヤマトタケルのヤマトヒメの変装や形代としての櫛や剣の漂着や置き忘れなど入れ替りや変身の要素が形を変え繰り返し見られる。これらの要素が複雑に入り混っているため変質してはいるもののこの話の要素は大きく二つの流で把握することができる。一つは神武即位前紀のイナヒやミケイリヌのように神であつた母の国・常世に剣を抜いてヤマ

トタケルという少き子の英雄が帰る話である。そしてもう一つは女主人公ヲトタチバナヒメが呪宝の禁忌によって常世に帰ってしまう神婚の破綻と別離の話である。この二つの常世へ帰るといふ話を交差させ「御子に易りて」と王権の論理によって変質させたのがこの話なのである。つまり、ここではヤマトタケルと入れ替って武人の装でヒメが常世に帰るのであろう。櫛の漂着はヒメの女としての形代であり、武人の姿との落差がおもしろい。櫛は女性を象徴するという考えもあるがスサノヲも櫛をさしヲロチと戦っているのだから矛盾はしない。次の(下)ではヲトタチバナヒメの話の解釈史を辿り、人身御供の悲劇の物語と解釈されて来た過程を中心に考えることにする。

注1

(*悲劇と解するもの)

注釈書	注記内容	人身御供	女人御供	犠牲	海神の妻	巫女	訪問者	賓客	身代	手向	その他
A 古事記通釈 池邊義象 M四四—T八				○						○	
B 古事記新講 次田潤 T一三一—S八		○								○	
C 記紀歌謡集 武田祐吉 S八										○	
D 記紀歌謡全註解 相磯貞三 S一四									○		
E 記紀歌謡全講 武田祐吉 S三一										○	
F 古代歌謡古典文学大系 S三二					○						
G 古事記古典文学大系 S三三								○			

				*		*		*		*										注記内容
W	古事記歌謡全訳註 大久保正 S五六																			御人身
V	古事記鑑賞日本の古典 S五三		○																	女人
U	古事記新編古典全集 H九																			犠牲
T	日本書紀一新編古典全集 H六																			海神
S	ヤマトタケル伝承序説 守屋俊彦 S六三	△		○																巫女
R	完訳古事記 荻原浅男 S六〇	○																		訪問者
Q	古事記風土記鑑賞日本の古典 S五六			○																賓客
P	古事記全註釈 倉野憲司 S五四	○							○											身代
O	古事記新潮社古典集成 S五四	○																		手向
N	ヤマトタケル 吉井巖 S五二	△								△										人身
M	古事記講談社学術文庫 S五二										○									神女
L	古事記上代歌謡小学館全集 S四八	○																		神に捧げた
K	記紀歌謡評釈 山路平四郎 S四八																			その他
J	古代歌謡全註釈 土橋寛 S四七																			
I	記紀歌謡集朝日古典全書 S四二																			
H	古事記朝日古典全書 S三八																			

(1999・1・6受理)